

聖籠町告示第44号

聖籠町老人ホーム入所判定委員会設置要綱を次のように定める。

平成29年4月28日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町老人ホーム入所判定委員会設置要綱
(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第11条第1項に基づく養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)への入所に係る措置の判定を適正に行うため、聖籠町老人ホーム入所判定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 老人ホームへの入所措置の判定に関すること。
- (2) 老人ホームの入所者の入所措置変更に関すること。
- (3) 老人ホームの入所者の入所措置継続に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員6人をもって組織し、第1号から第5号までに掲げる者については、町長が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 老人福祉施設(老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設をいう。)の職員
- (3) 新潟県新発田地域振興局健康福祉環境部の高齢福祉担当職員
- (4) 新潟県新発田地域振興局健康福祉環境部の地域保健担当職員
- (5) 地域包括支援センター職員
- (6) 町保健福祉課長

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、これを補充することができる。この場合において、その委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、第3条第6号に掲げる者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、第3条第5号に掲げる者をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて、会長が招集する。

2 会議は、委員の定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(緊急入所措置)

第8条 町長は、緊急かつやむを得ないと認めるときは、委員会の判定を待たずに入所措置を採ることができる。

2 町長は、前項の規定により入所措置を採った場合は、次の会議において当該入所措置について報告しなければならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 会議に出席した者は、当該会議で知り得た事項をみだりに他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(委員の任期)

2 平成29年度に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。